

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成23年1月14日
【四半期会計期間】	第48期第1四半期（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）
【会社名】	株式会社サダマツ
【英訳名】	SADAMATSU Company Limited.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 貞松 隆弥
【本店の所在の場所】	長崎県大村市本町458番地9 (上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記において行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区中目黒二丁目6番20号
【電話番号】	03-5768-9957(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 磯野 紘一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第47期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第48期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第47期
会計期間	自 平成21年 9月1日 至 平成21年 11月30日	自 平成22年 9月1日 至 平成22年 11月30日	自 平成21年 9月1日 至 平成22年 8月31日
売上高(千円)	1,442,574	1,507,038	7,199,418
経常利益又は経常損失() (千円)	154,800	100,503	104,471
四半期純損失()又は当期純利 益(千円)	189,317	123,530	7,485
純資産額(千円)	1,083,118	1,126,563	1,272,699
総資産額(千円)	5,965,666	5,732,964	5,488,156
1株当たり純資産額(円)	97.29	100.73	114.38
1株当たり四半期純損失金額 ()又は1株当たり当期純利益 金額(円)	17.08	11.13	0.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益(円)			0.67
自己資本比率(%)	18.1	19.5	23.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	103,334	79,507	30,157
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	27,815	24,140	8,496
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	278,921	80,226	4,158
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,305,967	1,163,673	1,187,188
従業員数(名)	456	448	458

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第47期第1四半期連結累計(会計)期間および第48期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

3 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年11月30日現在

従業員数（名）	448 (105)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数の欄の（外書）は、臨時従業員であります。

3 臨時従業員にはパートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

平成22年11月30日現在

従業員数（名）	338 (104)
---------	--------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数の欄の（外書）は、臨時従業員であります。

3 臨時従業員にはパートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 商品仕入実績

当社グループの事業は、宝飾、眼鏡、時計の製造および販売の単一セグメントであるため、品目別に仕入実績を記載しております。

当第1四半期連結会計期間における商品仕入実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
宝飾品	729,864	77.8
眼鏡・眼鏡用品	22,311	142.4
時計等	2,522	148.7
合計	754,698	78.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当社グループの事業は、宝飾、眼鏡、時計の製造および販売の単一セグメントであるため、品目別および店舗形態別に販売実績を記載しております。

(イ) 当第1四半期連結会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
宝飾品	1,458,752	104.5
眼鏡・眼鏡用品	43,474	107.2
時計等	4,812	73.7
合計	1,507,038	104.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(ロ) 当第1四半期連結会計期間における販売実績を店舗形態別に示すと、次のとおりであります。

店舗形態	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
宝飾品業態	1,359,026	104.5
眼鏡・眼鏡用品業態	40,340	124.8
宝飾・眼鏡・時計複合業態	75,599	111.9
海外宝飾品業態(維?国際有限公司)	28,873	76.0
小売計	1,503,839	104.6
宝飾品卸売業	3,199	72.9
合計	1,507,038	104.5

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、引き続き世界的な不況の影響は懸念されるものの、一部の小売流通市場での個人消費の持ち直しが感じられる状況となりました。宝飾業界におきましては、消費者の志向に格差が広がり、厳選された付加価値のある商品のニーズから、よりリーズナブルな商品のニーズまで多岐にわたる消費マインドへの対応が迫られる状況で推移しました。

このような状況の中、当社グループは主要部門である(株)サダマツを中心に、経営理念に基づいた当期の施策を推進しました。(株)サダマツによる国内小売事業に関しては、前期から引き続き強化している販売現場を主とした教育育成を手段とし、店頭におけるプロパー商品の売上構成比の向上を目指してまいりました。店舗展開においても適宜増床、改装を行うとともに9月に阪急西宮ガーデンズ（兵庫県）、11月に日本橋高島屋（東京都）にそれぞれ新規出店いたしました。この結果、当第1四半期連結会計期間末における国内店舗数は75店舗となり、前年同四半期比で2店舗減少ながら、個別売上高は前年同四半期比で約30百万円増加いたしました。また、マイナス要因として懸念している原材料の高騰が続く中、継続的に取り組んでいる主要施策の一つであるベトナム子会社との連携強化に注力し、原価を抑えたベトナム子会社製品の売上高構成比の向上に努めてまいりました。これにより、個別の売上総利益及び売上総利益率につきましても、前年同四半期比で増加いたしました。販売費及び一般管理費に関しては、パリュイノベーション戦略の継続実施が奏功し前年同期比で減少いたしました。その内訳としましては、販売費ならびに管理費がそれぞれ運用の見直しにより減少し、販売体制強化に伴う人件費増を吸収しました。

連結業績を構成する子会社の内、台湾の維?国際有限公司（日本名：(有)ヴィエールインターナショナル）においては、10月にグランドオープンした複合商業施設「統一阪急百貨 台北店」に新規出店を行い、好調な滑り出しとなりました。同社全体では、売上高は減少となったものの、本部機能のスリム化等により販売費及び一般管理費の適正化を図ったため、営業利益は前年同四半期比で改善いたしました。ベトナムの子会社、D&Q JEWELLERY CO., Ltd.（日本名：(株)ディーアンドキュー ジュエリー）では、親会社(株)サダマツとの情報共有を強化し、安定的な生産体制を確保しつつあります。

連結業績における営業外の損益に関しては、費用として支払利息がその主なものとなり、為替変動に伴う影響額は前年同四半期に比べ減少しております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における当社グループの業績は、売上高1,507百万円（前年同四半期比4.5%増）、営業損失93百万円（前年同四半期は営業損失137百万円）、経常損失100百万円（前年同四半期は経常損失154百万円）、四半期純損失123百万円（前年同四半期は四半期純損失189百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は5,732百万円となり、前連結会計年度末に比べ244百万円増加いたしました。その要因は主に、商品及び製品の増加238百万円であります。

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は4,606百万円となり、前連結会計年度末に比べ390百万円増加いたしました。その要因は主に、短期借入金の増加155百万円、支払手形及び買掛金の増加206百万円であります。

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は1,126百万円となり、前連結会計年度末に比べ146百万円減少いたしました。その要因は主に、当四半期純損失123百万円の計上、配当金の支払22百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率19.5%となり、前連結会計年度末に比べ3.6ポイント減少いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、1,163百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、79百万円（前年同四半期は103百万円の使用）となりました。その要因は主に、仕入債務の増加206百万円があったものの、たな卸資産の増加258百万円、税金等調整前四半期純損失105百万円の計上があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、24百万円（前年同四半期は27百万円の使用）となりました。その要因は主に、差入保証金の回収による収入14百万円があったものの、差入保証金の差入による支出17百万円および有形固定資産の取得による支出23百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、80百万円(前年同四半期は278百万円の獲得)となりました。その要因は主に、長期借入金の返済による支出108百万円があったものの、短期借入金の純増額155百万円があったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,120,000
計	30,120,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年1月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	11,387,000	11,387,000	大阪証券取引所 JASDAQ市場 (スタンダード)	単元株式数 1,000株
計	11,387,000	11,387,000		

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	66(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成21年10月1日から 平成51年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 52 資本組入額 26
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権の詳細な内容は、平成21年9月14日の取締役会にて決定いたしました。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

3 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- 4 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、平成50年10月1日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

- ・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「（2）新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「（9）新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「（9）新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「（13）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由および条件

上記「（12）新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

第3回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	91(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	91,000(注)3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成22年10月16日から 平成52年10月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 59 資本組入額 29
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権の詳細な内容は、平成22年9月22日の取締役会にて決定いたしました。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

3 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、平成51年10月16日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という。)に定める条件による。

その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「（2）新株予約権の目的である株式の種類および数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「（9）新株予約権を行使することができる期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「（9）新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「（13）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由および条件

上記「（12）新株予約権の取得の事由および条件」に準じて決定する。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年9月1日～ 平成22年11月30日		11,387,000		743,392		550,701

（6）【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年8月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 289,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,087,000	11,087	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式
単元未満株式	普通株式 11,000		同上
発行済株式総数	11,387,000		
総株主の議決権		11,087	

【自己株式等】

平成22年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サダマツ	長崎県大村市本町458番地9	289,000		289,000	2.54
計		289,000		289,000	2.54

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は289,480株、その発行済株式総数に対する所有割合は2.54%であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年9月	10月	11月
最高(円)	76	99	70
最低(円)	65	64	63

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ピーエー東京監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,163,673	1,187,188
受取手形及び売掛金	534,105	551,882
商品及び製品	2,456,604	2,217,830
原材料	298,685	279,224
繰延税金資産	5,301	13,661
その他	87,959	69,728
貸倒引当金	872	866
流動資産合計	4,545,458	4,318,648
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	220,640	202,433
減価償却累計額	108,830	103,678
減損損失累計額	7,965	10,197
建物及び構築物(純額)	103,844	88,557
機械装置及び運搬具	51,514	55,680
減価償却累計額	27,399	28,291
機械装置及び運搬具(純額)	24,115	27,388
工具、器具及び備品	139,361	133,808
減価償却累計額	92,416	90,858
減損損失累計額	1,067	1,168
工具、器具及び備品(純額)	45,876	41,780
土地	140,963	140,963
リース資産	51,592	37,218
減価償却累計額	5,814	3,490
リース資産(純額)	45,778	33,728
有形固定資産合計	360,577	332,418
無形固定資産		
リース資産	7,076	7,511
その他	18,667	19,428
無形固定資産合計	25,743	26,940
投資その他の資産		
投資有価証券	97,190	97,130
繰延税金資産	134,381	134,839
差入保証金	455,296	459,115
その他	119,432	123,939
貸倒引当金	5,116	4,875
投資その他の資産合計	801,184	810,148
固定資産合計	1,187,505	1,169,507

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年8月31日)
資産合計	5,732,964	5,488,156
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	613,132	406,310
短期借入金	2,842,829	2,687,001
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
未払金及び未払費用	359,782	291,222
未払法人税等	12,216	44,959
賞与引当金	9,000	22,400
その他	152,569	108,088
流動負債合計	4,029,531	3,599,984
固定負債		
社債	70,000	70,000
長期借入金	351,797	409,976
退職給付引当金	95,917	93,194
長期リース資産減損勘定	4,334	5,942
その他	54,819	36,358
固定負債合計	576,868	615,472
負債合計	4,606,400	4,215,456
純資産の部		
株主資本		
資本金	743,392	743,392
資本剰余金	550,701	550,701
利益剰余金	104,914	40,811
自己株式	27,096	27,096
株主資本合計	1,162,082	1,307,807
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	169	205
為替換算調整勘定	44,031	38,302
評価・換算差額等合計	44,201	38,507
新株予約権	8,682	3,399
純資産合計	1,126,563	1,272,699
負債純資産合計	5,732,964	5,488,156

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
売上高	1,442,574	1,507,038
売上原価	571,485	597,029
売上総利益	871,088	910,009
販売費及び一般管理費	1,008,956 ₁	1,003,127 ₁
営業利益又は営業損失()	137,867	93,117
営業外収益		
受取利息	33	324
受取家賃	285	285
協賛金収入	-	398
為替差益	-	4,288
その他	799	1,404
営業外収益合計	1,118	6,702
営業外費用		
支払利息	11,280	13,547
社債利息	467	342
社債発行費償却	460	-
社債保証料	188	137
為替差損	5,614	-
その他	41	59
営業外費用合計	18,051	14,087
経常損失()	154,800	100,503
特別利益		
ポイント引当金戻入	471	-
貸倒引当金戻入額	141	31
受取補償金	90	-
特別利益合計	703	31
特別損失		
店舗閉鎖損失	2,859 ₂	4,995 ₂
その他	18	138
特別損失合計	2,877	5,134
税金等調整前四半期純損失()	156,975	105,606
法人税、住民税及び事業税	9,093	9,130
法人税等調整額	23,248	8,793
法人税等合計	32,342	17,924
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	123,530
四半期純損失()	189,317	123,530

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	156,975	105,606
減価償却費	22,042	23,493
株式報酬費用	4,017	5,283
退職給付引当金の増減額(は減少)	5,882	2,838
賞与引当金の増減額(は減少)	18,000	13,400
ポイント引当金の増減額(は減少)	471	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	33	1
その他の特別損益(は益)	4	4,995
為替差損益(は益)	3,736	5,132
受取利息及び受取配当金	33	324
支払利息及び社債利息	11,747	13,890
繰延資産償却額	460	-
売上債権の増減額(は増加)	116,590	18,417
たな卸資産の増減額(は増加)	388,200	258,040
仕入債務の増減額(は減少)	292,972	206,733
その他の資産の増減額(は増加)	4,460	11,821
その他の負債の増減額(は減少)	68,355	98,570
小計	45,209	20,101
利息及び配当金の受取額	33	324
利息の支払額	11,747	14,537
法人税等の支払額	46,410	45,193
営業活動によるキャッシュ・フロー	103,334	79,507
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	-	2,823
有形固定資産の取得による支出	31,819	23,557
差入保証金の差入による支出	145	17,005
差入保証金の回収による収入	17,152	14,690
その他の支出	7,877	620
その他の収入	2,546	-
無形固定資産の取得による支出	7,671	471
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,815	24,140
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	377,500	155,990
長期借入れによる収入	-	50,000
長期借入金の返済による支出	98,224	108,340
リース債務の返済による支出	-	2,544
新株予約権の行使による株式の発行による収入	12	-
配当金の支払額	365	14,877
財務活動によるキャッシュ・フロー	278,921	80,226
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,620	94
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	143,150	23,515
現金及び現金同等物の期首残高	1,162,816	1,187,188
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,305,967	1,163,673

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日至平成22年11月30日)	
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日至平成22年11月30日)	
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年9月1日至平成22年11月30日)	
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
繰延税金資産の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等かつ一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年8月31日)
当座貸越契約 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。 当第1四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりです。	当座貸越契約 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりです。
当座貸越極度額の総額 2,100,000千円	当座貸越極度額の総額 2,100,000千円
借入実行残高 2,080,000千円	借入実行残高 2,080,000千円
差引額 20,000千円	差引額 20,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は次のとおりであります。
給与・賞与 341,398千円	給与・賞与 365,824千円
賞与引当金繰入額 10,000千円	賞与引当金繰入額 9,000千円
退職給付費用 3,890千円	退職給付費用 5,537千円
地代家賃 256,409千円	地代家賃 261,730千円
広告宣伝費 86,251千円	広告宣伝費 72,493千円
賃借料 51,604千円	賃借料 34,151千円
法定福利費 51,278千円	法定福利費 42,610千円
販売促進費 28,743千円	販売促進費 31,168千円
販売手数料 25,072千円	販売手数料 17,834千円
減価償却費 20,794千円	減価償却費 22,483千円
2 店舗閉鎖損失の内訳は次のとおりであります。	2 店舗閉鎖損失の内訳は次のとおりであります。
原状回復費 2,859千円	契約違約金 4,995千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,305,967千円	現金及び預金 1,163,673千円
現金及び現金同等物 1,305,967千円	現金及び現金同等物 1,163,673千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年11月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	11,387,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	289,480

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 8,682千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月26日 定時株主総会	普通株式	22,195	2.00	平成22年8月31日	平成22年11月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

宝飾品等の小売事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

本邦売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年9月1日至平成21年11月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）

当社グループの事業は、宝飾、眼鏡、時計の製造及び販売の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末から著しい変動がないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年9月1日至平成22年11月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
- | | |
|------------|---------|
| 販売費及び一般管理費 | 5,283千円 |
|------------|---------|

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名 監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 91,000株
付与日	平成22年10月15日
権利確定条件	該当ありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成22年10月16日 至 平成52年10月15日
権利行使価格	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 58.062円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社および当社グループは不動産賃貸契約に基づく店舗等の一部に退店時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃貸資産の使用期間が明確でなく、また移転計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)		前連結会計年度末 (平成22年8月31日)	
1株当たり純資産額	100.73円	1株当たり純資産額	114.38円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年11月30日)	前連結会計年度末 (平成22年8月31日)
純資産の部の合計金額(千円)	1,126,563	1,272,699
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	8,682	3,399
(うち新株予約権)	(8,682)	(3,399)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額(千円)	1,117,881	1,269,300
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期(期末)の普通株式の数(千株)	11,097	11,097

2 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
1株当たり四半期純損失 17.08円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失 11.13円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年9月1日 至平成21年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年9月1日 至平成22年11月30日)
四半期純損失(千円)	189,317	123,530
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失(千円)	189,317	123,530
普通株式の期中平均株式数(株)	11,085,653	11,097,520

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自平成22年9月1日
至平成22年11月30日)

(重要な子会社の設立)

平成23年1月7日開催の臨時取締役会において、台湾に子会社を設立することを決議いたしました。

1. 子会社設立の趣旨

将来のアジアマーケットへの進出に向け、小売流通およびその他の事業拡大を目指しております。このたび、その推進強化のため戦略拠点としてあらたに台湾に子会社を設立することにいたしました。

2. 設立会社の概要

- (1)商号 台湾貞松股?有限公司
- (2)代表者 董事長兼總經理 貞松 豊三
- (3)本店所在地 台北市市民大道一段211號11樓
- (4)設立年月日 平成23年1月(予定)
- (5)主な事業内容 宝飾品の製造・販売
- (6)事業年度の末日 8月31日
- (7)資本金の額 60百万NTドル
- (8)出資比率 当社100%

(リース取引関係)

当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年1月14日

株式会社サダマツ
取締役会 御中

ピーエー東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 車田 英樹

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サダマツの平成21年9月1日から平成22年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年9月1日から平成21年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サダマツ及び連結子会社の平成21年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月14日

株式会社サダマツ
取締役会 御中

ピーエー東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 車田 英樹

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サダマツの平成22年9月1日から平成23年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サダマツ及び連結子会社の平成22年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に、重要な子会社の設立についての記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。